

欧州復興開発銀行を設立する協定の改正の説明書

外務省

目次

一	概説	一
1	改正の成立経緯	一
2	改正の受諾の意義	一
3	改正の受諾により我が国が負うこととなる義務	二
4	早期国会承認が求められる理由	二
二	改正の内容	二
1	銀行の業務の地理的範囲の拡大	二
2	協定上の融資等の上限の撤廃等	二
三	改正の効力発生	三
1	協定第一条の改正	三
2	協定第十二条1の改正	三
四	改正の実施のための国内措置	三
(参 考)		四

一 概説

1 改正の成立経緯

(1) 欧州復興開発銀行（以下「銀行」という。）は、中欧及び東欧の諸国の政治的及び経済的改革を支援するため、複数政党制民主主義、多元主義及び市場経済の諸原則を誓約しかつ適用している中欧及び東欧の各国の市場指向型経済への移行等を促進することを目的として設立された国際開発金融機関である。欧州復興開発銀行を設立する協定（以下「協定」という。）は、平成二年（千九百九十年）パリにおいて作成され、我が国は、平成三年（千九百九十一年）四月にこの協定を締結した。平成十八年（二千六十年）にはモンゴルを受益国に追加する旨規定した改正が、平成二十五年（二十三年）には銀行が決定する地中海の南部及び東部の加盟国を受益国に追加する旨規定した改正が、それぞれ発効している。令和六年（二十四年）二月現在、銀行の加盟者は、七十二箇国及び二の機関である。

(2) 現行の協定に規定されている銀行の融資等の上限は、銀行設立当時（千九百九十一年）に規定されたものであり、銀行が行う融資等（貸付け、株式又は持分への投資及び保証）の残高を自己資本（応募済資本、準備金及び剰余金）以下に制限している。他方、現行の融資等の上限は、現在では、近年のリスク管理手法と比べて過度に保守的なものであると広く考えられるに至っている。こうした背景を踏まえ、加盟者は、銀行による現在及び将来の支援ニーズへの一層幅広い対応を可能とし、銀行の機能を強化するため、協定に規定されている融資等の上限の撤廃が必要であるとの見解で一致した。また、加盟者は、令和二年（二十年）十月の銀行の総務会において承認された中期戦略に基づき、銀行の支援対象の拡大について議論してきた結果、開発上のニーズが高く、現在の受益国（支援対象国）との結び付きの強い地域としてサブサハラ・アフリカの加盟国を受益国に追加できるようにすべきであるとの見解で一致した。こうした経緯を踏まえ、令和五年（二十三年）五月、サマルカンドで開催された銀行の総務会において、これらの事項を規定する協定の改正に関する総務会決議が採択された。なお、融資等の上限の撤廃に関する改正は、国際開発金融機関の既存資本を最大限活用するためのG20の取組である「自己資本の十分性に関する枠組みの見直し（CAFレビュー）」の提言を踏まえて実施されるものである。

2 改正の受諾の意義

この改正は、銀行の機能の強化を目的として協定上の融資等の上限を撤廃するとともに、銀行の業務の地理的範囲を限られた数のサブサハラ・アフリカ諸国に拡大することについて定めるものである。我が国がこの改正を受諾することは、市場指向型経済への移行等を促進することを目的としてサブサハラ・アフリカ諸国に対する国際協力を一層推進する見地等から有意義であると認められる。

3 改正の受諾により我が国が負うこととなる義務

この改正の受諾により、新たな措置をとる義務は生じない。

4 早期国会承認が求められる理由

この改正の発効は、開発上のニーズが高く、現在の受益国との結び付きの強い地域であるサブサハラ・アフリカの加盟国に対する支援を可能とするとともに、協定上の融資等の上限を撤廃することにより銀行の機能を強化するものであり、有意義であると認められる。銀行において第一位の投票権シェアを有する米国に次いでフランス、ドイツ、イタリア及び英国と並び第二位の投票権シェアを有する我が国が、この改正を可能な限り早期に受諾することで、他の加盟者の受諾を促し、その早期発効に貢献することが必要である。

二 改正の内容

この改正の概要は、次のとおりである。

1 銀行の業務の地理的範囲の拡大

銀行の受益国の範囲を拡大し、銀行が、現在の受益国である中欧及び東欧の各国、(i)モンゴル並びに(ii)地中海の南部及び東部の加盟国に加え、(iii)限られた数のサブサハラ・アフリカの加盟国においてもその目的を達成することができる (ii)及び(iii)については、総務の総数の三分の二以上の多数であって加盟者の総投票権数の四分の三以上を代表するものによる賛成投票により、銀行が決定する。)ことを定める(協定第一条の改正)。

2 協定上の融資等の上限の撤廃等

協定第十二条1に規定されている融資等の上限を撤廃するとともに、理事会が銀行の財務の健全性等を保護するため、適当な制限

を定め、及び維持することを定める（協定第十二条1の改正）。

三 改正の効力発生

1 協定第一条の改正

(1) 銀行の事務局は、二千十九年に、協定第一条の改正について、その改正が地理的範囲の拡大に関するものである場合には、銀行の目的の改正（協定第五十六条2(i)(d)）には当たらず、全ての加盟者の受諾ではなく、加盟者の四分の三以上の多数であって加盟者の総投票権数の五分の四以上を有するものによる受諾（協定第五十六条1）で足りるとの見解を示した。銀行の事務局は、二千十九年のこの見解を踏まえ、今回の協定第一条の改正については、協定第五十六条1の規定が適用されるところとしている。

(2) 協定第五十七条に基づき、いずれかの加盟者により、今回の協定第一条の改正への協定第五十六条1の規定の適用に疑義が呈され、総務会又は理事会によって当該適用が否定されない限り、今回の協定第一条の改正は、協定第五十六条1及び3の規定により、加盟者の四分の三以上の多数であって加盟者の総投票権数の五分の四以上を有するものが受諾し、その事実を銀行が全ての加盟者に宛てた公式の通報によって確認した日の後三箇月で効力を生ずることとなる。

2 協定第十二条1の改正

協定第十二条1の改正は、協定第五十六条1及び3の規定により、加盟者の四分の三以上の多数であって加盟者の総投票権数の五分の四以上を有するものが受諾し、その事実を銀行が全ての加盟者に宛てた公式の通報によって確認した日の後三箇月で効力を生ずることとされている。

四 改正の実施のための国内措置

この改正の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。

(参 考)

- 1 採択 令和五年（二千二十三年）五月十八日 サマルカンドにおいて採択
- 2 効力発生 令和六年（二千二十四年）二月一日現在 未発効
- 3 受諾者 令和六年（二千二十四年）二月一日現在

(1) 協定第一条 十一箇国及び一機関

クロアチア、デンマーク、ジョージア、ヨルダン、大韓民国、マルタ、モロッコ、ノルウェー、スウェーデン、アラブ首長国連邦、アメリカ合衆国、欧州投資銀行

(2) 協定第十二条 1 十二箇国及び一機関

クロアチア、デンマーク、ジョージア、ヨルダン、大韓民国、マルタ、モロッコ、ノルウェー、スウェーデン、スイス、アラブ首長国連邦、アメリカ合衆国、欧州投資銀行